

森林所有者や森林を所有している方をご存じの方々へ

「あいち森と緑づくり事業」実施中です！

平成21年4月1日から「あいち森と緑づくり税」が導入され、この税を活用して整備が進まない森林の間伐を県が行い、下草や低木が育ち、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵などの様々な機能を発揮できる森林へ誘導しています。

あいち森と緑づくり事業の人工林整備事業の概要

○ 事業の目的

森林は木材の生産だけでなく、様々な機能を持っています。しかし、近年は木造住宅の減少や輸入木材の増加、林業の採算性の悪化などにより、手入れ不足・放置森林が増えています。このままでは機能が低下し、災害の発生など、みな様の日常生活に悪い影響を及ぼすことが危惧されます。

このため、森林所有者自身では手入れが困難な森林を対象に、「県が」間伐などの森林の整備をおこなっています。

○ 事業ができる森林（以下のすべてを満たす必要があります）

- (1) 公道などから概ね300m以上離れた奥地の森林
- (2) 16～60年生のスギ、ヒノキの人工林
- (3) 県有林や市町村有林を除く森林

○ 事業の内容（県が行うため、森林所有者の費用負担はありません）

- ・通常より強めの間伐（本数率で40%の間伐）
（自力で整備ができない森林なので、継続的な整備を減らす目的で高い率となっています）
- ・伐り倒した材の整理（台風や大雨などで流れないように整理します）
- ・必要に応じて整備する森林までの簡易な作業道の作設等

○ 協定の締結（愛知県と森林所有者の2者で締結します）

みな様の税金でおこなう事業ですので、この事業で整備した森林では、全ての木を伐採する皆伐や駐車場・資材置き場等へ転用することを禁止する協定を締結します。
（期間は20年間です）



間伐前

間伐されず林内が暗く、下層植生が衰退してしまった森林

間伐直後

間伐したことにより、林内に光が入り明るくなった森林

間伐後

日の光が入ることで下層植生が豊かになった森林

詳しくは、**東三河農林水産事務所・豊川市（下記連絡先）へお問い合わせください**
愛知県 東三河農林水産事務所 林務課 0532-35-6175
豊川市 産業部 農務課 農林整備係 0533-89-2139